

筑西広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する規則

昭和 57 年 5 月 1 日規則第 3 号

改正 平成 2 年 5 月 19 日規則第 8 号 平成 6 年 3 月 18 日規則第 2 号
平成 12 年 3 月 29 日規則第 4 号 平成 28 年 6 月 17 日規則第 6 号
平成 30 年 11 月 16 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 3 章の規定、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(危険物の仮貯蔵又は仮取扱い)

第 2 条 法第 10 条第 1 項ただし書の規定により、危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の承認を受けようとする者は、仮貯蔵等の承認申請書（様式第 1 号）を消防長又は所轄消防署長に提出しなければならない。この場合において、仮貯蔵等の建物若しくは場所の配置図、平面図及び周囲の略図並びに建物若しくは場所が他人の所有であるときは、その所有者の承諾書を添付しなければならない。

2 消防長又は所轄消防署長は、前項の申請があった場合において、当該申請が次項に定める仮貯蔵等の技術上の基準に適合していると認めるときは、危険物仮貯蔵（仮取扱）承認書（様式第 2 号）を、支障があると認めるときは危険物仮貯蔵（仮取扱）不承認通知書（様式第 2 号の 2）をそれぞれ交付する。

3 危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、消防長が別に定める。

(製造所等の設置又は変更の許可の申請)

第 3 条 法第 11 条第 1 項の規定により、製造所、貯蔵所又は、取扱所（以下「製造所等」という。）を設置又は変更の許可を受けようとする者は、危険物製造所等の設置又は変更許可申請書に設置（変更）概要説明書（様式第 3 号）を添付し、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合において製造所等の位置、構造及び設備が、法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所等においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、危険物製造所等設置（変更）許可証（様式第 3 号の 2。以下「許可証」という。）を、支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、危険物製造所等設置（変更）不許可通知書（様式第 3 号の 3）を、それぞれ交付する。

(製造所等の軽微な変更の届出)

第4条 法第11条第1項の規定による許可を受けた者が、法第12条第1項に規定する基準維持義務のために、小規模な補修等をする場合は、危険物製造所等の軽微な変更届出書（様式第4号）を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の1部に必要事項を記入のうえ、届出済の印（様式第7号）を押印して届出者に交付する。

（製造所等の設置又は変更の取止届出）

第5条 法第11条第1項の規定による許可を受けた者（同条第6項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者も含む。第12条において同じ。）が、その許可に係る製造所等の設置又は変更を取り止めた場合は、危険物製造所等設置（変更）取止届出書（様式第5号）に交付を受けた許可証を添え、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（製造所等の申請取下げ届出）

第5条の2 製造所等の所有者、管理者又は占有者が、製造所等に関わる申請の取下げの届出をしようとするときは、危険物製造所等申請取下げ届出書（様式第5号の2）を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（製造所等の完成検査の申請）

第6条 法第11条第5項の規定により、製造所等の完成検査を受けようとする者は、製造所等完成検査申請書を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合において、当該申請が政令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、完成検査済証を、適合しないと認めるとき又は許可内容と異なると認めるときは、完成検査不適合通知書（様式第5号の3）をそれぞれ交付する。

（製造所等の完成検査前検査の申請）

第7条 政令第8条の2第5項の規定により、完成検査前検査を受けようとする者は、危険物製造所等完成検査前検査申請書を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合において、当該申請が政令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、タンク検査済証を、適合しないと認めるとき又は許可内容と異なると認めるときは、完成検査前検査不適合通知書（様式第5号の4）をそれぞれ交付する。

3 前項のタンク検査済証の交付を受けた者は、タンク検査済証の副本を、検査を受けたタンクの見やすい箇所に取り付けておくものとする。ただし、地下タンクにあっては、通気管の見やすい部分に取り付けることができる。

（製造所等の仮使用承認の申請）

第8条 法第11条第5項ただし書の規定により、製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、危険物製造所等仮使用承認申請書に、仮使用をしようとする部分の図面及び工事計画書等を添付し、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合において、その事情を調査し、当該申請が火災予防上支障がないと認めるときは、危険物製造所等仮使用承認証（様式第6号）を、支障があると認めるときは、危険物製造所等仮使用不承認通知書（様式第6号の2）をそれぞれ交付する。

3 仮使用の承認を受け、仮使用を開始しようとする者は、当該仮使用する場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板（様式第6号の3）を掲げなければならない。

（製造所等の譲渡又は引渡の届出）

第9条 法第11条第6項の規定により、製造所等の譲渡又は引渡を受けた者は、危険物製造所等譲渡引渡届出書に許可証及び完成検査済証等を添付し、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、譲渡又は引渡があったことを証する書類を添付しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

（公安委員会への通報）

第10条 管理者は、法第11条第7項（法第11条の4第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可又は届出の受理をしたときは、特定危険物製造所等許可届出書（様式第8号）に必要事項を記入のうえ、茨城県公安委員会に通報しなければならない。

（危険物保安技術協会への委託）

第11条 管理者は、法第11条第2項の場合において、同条第1項の規定により許可の申請があった場合（政令第8条の2の3の規定に係る部分に限る。）又は法第14条の3の規定により管理者が行う保安検査（政令第8条の4の規定に係る部分に限る。）が法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、法第11条の3の規定により、危険物保安技術協会に審査を委託することができる。

（設置者の住所、氏名等の変更届出）

第12条 法第11条第1項の規定により許可を受けた者は、その住所、氏名若しくは名称を変更したとき又は製造所等の所在する地名若しくは番地に変更があったときは、危険物等変更届出書（様式第9号）を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（貯蔵し又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出）

第13条 法第11条の4の規定による製造所等において、貯蔵し又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出書を受理した場合において、位置、構造及び設備を何ら変更することなく法第10条第4項の技術上の基準に適合すると認められるときは、当該届出書の1部に必要事項を記入のうえ届出済の印（様式第7号）を押印して届出者に交付する。

（製造所等の廃止の届出）

第14条 法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届出をしようとする者は、危険物製造所等廃止届出書を廃止をしてから7日以内に消防長を経由して、管理者に提出しなければ

ならない。この場合において、当該製造所等の許可証、完成検査済証等を添付しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出)

第15条 法第12条の7第2項の規定による危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、危険物保安統括管理者選任・解任届出書に本人が選任を承諾したことを証する書類を添えて、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第15条の2 法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出をしようとする者は、危険物保安監督者選任・解任届出書に選任される者の危険物保安監督者実務経験証明書(様式第10号)、危険物取扱者免状の写し並びに本人が選任を承諾したことを証する書類を添えて、消防長又は所轄消防署長に提出しなければならない。

2 消防長又は所轄消防署長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書の1部に必要事項を記入のうえ、届出済の印(様式第7号)を押印して届出者に交付する。

(危険物取扱責任者の選任又は解任の届出)

第16条 法第13条第1項の規定による政令で定める製造所等以外の製造所等において、当該危険物を貯蔵し又は取扱う危険物取扱責任者の選任又は解任の届出をしようとする者は、危険物取扱責任者選任(解任)届出書(様式第10号の2)に選任される者の危険物取扱者免状の写し及び本人が選任を承諾したことを証する書類を添えて、消防長又は所轄消防署長に提出しなければならない。

2 第15条の2第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(危険物施設保安員の選任又は解任の届出)

第16条の2 法第14条の規定による危険物施設保安員の選任又は解任の届出をしようとする者は、危険物施設保安員選任(解任)届出書(様式第11号)に本人が選任を承諾したことを証する書類を添えて、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(製造所等の使用の休止又は再開の届出)

第17条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、休止する日又は再開する日の7日前までに危険物製造所等休止(再開)届出書(様式第12号)を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出した者は、製造所等の使用の休止期間が1年を超えるときは、休止した日から起算して1年毎に、それぞれ1年を経過する日の7日前までに休止等届出書を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前2項の届出について準用する。

(休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに係る漏れの点検期間延長の承認)

第 17 条の 2 規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項ただし書の規定による申請をしようとする者は、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに係る漏れの点検期間延長申請書を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合において、必要な調査を行い、当該申請に係る地下貯蔵タンク又は二重殻タンクが保安上支障がないと認めるときは、当該申請書の 1 部に必要事項を記入のうえ承認済の印（様式第 17 号）を押印して申請者に交付する。

(休止中の地下埋設配管に係る漏れの点検期間延長の承認)

第 17 条の 3 規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書の規定による申請をしようとする者は、休止中の地下埋設配管に係る漏れの点検期間延長申請書を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は前項の申請があった場合において、必要な調査を行い、当該申請に係る地下埋設配管が保安上支障がないと認めるときは、当該申請書の 1 部に必要事項を記入のうえ承認済の印（様式第 17 号）を押印して申請者に交付する。

(地下貯蔵タンク等の在庫管理等の計画書の届出)

第 17 条の 4 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 15 年総務省令第 143 号）附則第 3 項第 2 号の規定による地下タンク及び地下埋設配管の在庫の管理並びに危険物の漏れい時の措置に関する計画を定めた者は、地下貯蔵タンク等の危険物の在庫の管理等に係る計画書（様式第 12 号の 2）により所轄消防署長に提出しなければならない。

2 第 16 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

(危険物等の収去)

第 18 条 管理者は、法第 16 条の 5 第 1 項の規定により危険物等を収去するときは、危険物等収去証（様式第 13 号）に必要事項を記入し、製造所等の所有者、管理者又は占有者に交付しなければならない。

(許可証等の再交付の申請)

第 19 条 製造所等の許可証、仮使用の承認証、又は予防規程認可証（以下「許可証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合により再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書（様式第 14 号）に理由書を添付し、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。この場合において、再交付申請が汚損又は破損によるものであるときは、申請者は、当該汚損又は破損した許可証等を添えて申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受理し、適当であると認めるときは、当該許可証等を再交付する。この場合において、当該許可証等の表面余白に「再交付」と表示するものとする。

(タンク検査済証の再交付の申請)

第 19 条の 2 前条第 1 項の規定は、政令第 8 条の 2 第 7 項に定めるタンク検査済証（副本を除く。）の再交付について準用する。ただし、この場合において申請者は、当該汚損又は破損したタンク検査済証又は当該タンク検査済証（副本を除く。）の写しを添えて申請しなければならない。

らない。

2 前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(完成検査済証の再交付の申請)

第20条 製造所等の完成検査済証の交付を受けている者が、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合により再交付を受けようとする場合は、完成検査済証再交付申請書に理由書を添付し、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。この場合において、再交付申請が汚損又は破損によるものであるときは、申請者は、当該汚損又は破損した完成検査済証を添えて申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(予防規程の認可申請)

第21条 法第14条の2第1項の規定による政令で定める製造所等の予防規程を制定し、又は変更しようとする者は、予防規程制定・変更認可申請書を消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請が法第10条第3項の技術上の基準に適合していると認めたときは、予防規程制定(変更)認可証(様式第15号)を、基準に適合していないと認めたときは、予防規程制定(変更)不認可通知書(様式第15号の2)をそれぞれ申請者に交付する。

(予防規程の軽微な変更届出)

第22条 法第14条の2第1項の規定による政令で定める製造所等の予防規程で、保安の役割分担に関し、いったん認可を受けた所長又は危険物保安監督者を変更しようとする者は、予防規程の軽微な変更届出書(様式第15号の3)を消防長を経由して、管理者に提出することで足りるものとする。それ以降においても同様とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(危険物基準の特例等適用承認申請)

第23条 政令第23条の規定により、政令第3章の規定による製造所等の技術上の基準の特例等適用の承認を受けようとする者は、危険物基準の特例等適用承認申請書(様式第16号)に申請理由及び特例等適用を受けるために講じる措置を説明する書類を添付し、消防長を経由して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合において、必要な調査等を行い、当該申請が政令第23条の規定に適合すると認めたときは、申請書の1部に必要事項を記入のうえ承認済の印(様式第17号)を押印して申請者に交付する。

(代理人による申請)

第24条 法第11条第1項の規定による製造所等を設置又は変更許可を受けようとする者が、申請書を提出するとき、代理人を申請者として当該申請に係る権限を委任するときは、委任する旨を証する書面を添付しなければならない。

(災害事故の報告)

第 25 条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所等において火災その他の災害が発生したときは、発生の日から 3 日以内に危険物災害事故報告書（様式第 18 号）を消防長を経由して、管理者に提出するとともに事故原因の調査に必要な資料をできる限り提出しなければならない。

（手数料の納付）

第 26 条 法第 16 条の 4 の規定により納付すべき手数料は、筑西広域市町村圏事務組合手数料条例（昭和 50 年組合条例第 3 号）第 2 条に規定する手数料額を当該申請書を提出する際に、これを納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は申請事項の変更、申請の取止及び取下げ等があっても還付しない。

（申請書等の提出部数）

第 27 条 第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条の 2 第 1 項、第 17 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4 第 1 項、第 19 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項の提出部数は、それぞれ 2 部とする。

2 管理者又は消防長は、第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項の規定に基づく申請書を受理したときは、必要な調査等を行い申請書の 1 部に必要事項を記入のうえ、承認書、許可（認可）証、完成検査済証、タンク検査済証、若しくは不承認（不許可、不認可、不適合）通知書を添えて、申請者に交付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合消防の危険物の規制に関する施行規則の廃止）

2 筑西広域市町村圏事務組合消防の危険物の規制に関する施行規則（昭和 48 年組合規則第 2 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合消防の危険物の規制に関する施行規則により提出した申請書又は交付された承認証、許可証、検査済証、認可証は、改正後の筑西広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成 2 年 5 月 19 日規則第 8 号）

この規則は、平成 2 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 18 日規則第 2 号）

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する規則様式第1号から第6号の2まで、様式第7号から様式第16号まで及び様式第18号に規定する各様式は、前項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成12年3月29日規則第4号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月17日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する規則様式第1号から様式第2号の2まで、様式第3号の2から様式第6号の2まで、様式第7号、様式第9号、様式第10号の2から様式第12号の2及び様式第14号から様式第18号までに規定する各様式は、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年11月16日規則第8号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

仮 貯 蔵
危 険 物 承 認 申 請 書
仮 取 扱

様		年 月 日
		申請者 住所 氏名 (電話 ⑩)
貯 蔵 者 仮 取 扱	住 所	電 話
	氏 名	
仮貯蔵・取扱場所		
仮貯蔵・取扱場所の地域	防火地域別	用途地域別
仮貯蔵・取扱の区分	仮 貯 蔵	仮 取 扱
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の 倍
位置、構造、設備の概要		
仮貯蔵・取扱方法の概要		
仮貯蔵・取扱の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他必要な事項		
危険物取扱者	住 所	
	氏 名	免状
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
	承認年月日 年 月 日 承認番号 第 号	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 添付書類
 (1) 建物又は場所の配置図、平面図、周囲の略図
 (2) 建物又は場所が他人の所有の場合は承諾書
 3 ※印欄は、記入しないこと。
 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

筑広消本指令 第 号
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

危険物 仮貯蔵 承認書
仮取扱

年 月 日付けで承認申請のあった危険物の 仮貯蔵 については、
仮取扱
これを承認する。

（ただし、次の条件を守らなければならない。）

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

筑広消本指令 第 号
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
印

危険物 仮貯蔵
仮取扱 不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった危険物の 仮貯蔵
仮取扱 については、
下記の理由により承認しないので通知する。

記

理由

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

設置（変更）概要説明書

1 設置又は変更事業所の概要

2 設置又は変更の目的

3 設置又は変更設備の概要

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

筑広消本指令第 号
年 月 日

申請者

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長



危険物製造所等設置（変更）許可証

年 月 日付けで申請のあった危険物 の
について、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

- 1 設置場所
- 2 製造所等の別
- 3 危険物の類、品名及び最大数量
- 4 位置、構造及び設備は、申請書記載のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

筑広消本指令第 号
年 月 日

申請者

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長



危険物製造所等設置（変更）不許可通知書

年 月 日付で申請のあった 番地における危険物 の設置（変更）については、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第4項の規定に基づく政令で定める技術上の基準に適合していないため下記の理由により許可しないので通知する。

記

理由

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

製造所
危険物貯蔵所の軽微な変更届出書
取扱所

年 月 日		
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 様		
届出者 住所 (電話) 氏名 ㊞		
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分
設置許可年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号
工事目的		
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
工事の概要		
使用工具名		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

危険物製造所等 申請 取下げ届出書

筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 様		年 月 日 届出者 住 所 氏 名	(電話) ⑩
設置者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
取 下 げ を し よ う と す る 申 請 等 の 種 類			
取 下 げ の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

筑広消本指令第 号
年 月 日

申請者

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長



危険物製造所等完成検査不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった 番地における危険物 の
設置（変更）に係る完成検査を行った結果、下記の理由により消防法（昭和23年法律第186号）第10
条第4項の規定に基づく政令で定める技術上の基準に適合していないため不適合としたので通知する。

記

理由

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に筑西
広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広
域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市
町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日
の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起す
ることができる。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

筑広消本指令第 号
年 月 日

申請者

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長



危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった危険物 の完成検査前検査を行ったところ、下記の理由により不適合としたので通知する。

記

理由

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

筑広消本指令第 号
年 月 日

申請者

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長



危険物製造所等仮使用承認証

年 月 日付けで申請のあった危険物 の仮使用については、消防法(昭和 23 年法律第 186 号) 第 11 条第 5 項ただし書の規定により、下記のとおり承認する。

記

1 設置場所

2 変更許可年月日 年 月 日

3 許可番号 第 号

4 その他 申請書記載のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

筑広消本指令第 号
年 月 日

申請者

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長



危険物製造所等仮使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった危険物の仮使用については、下記の理由により承認しないので通知する。

記

理由

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。）。

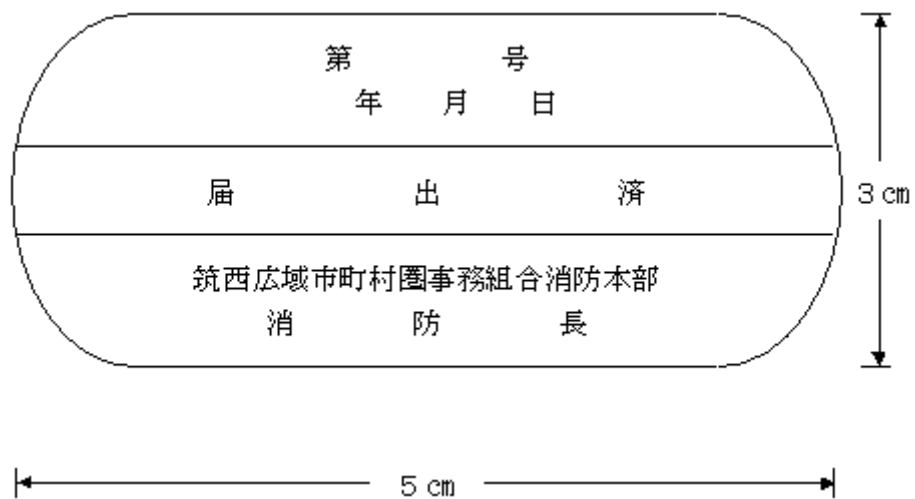
なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号の3（第8条関係）

消防法（昭和23年法律第186号）による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日番号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	

様式第7号（第4条、第5条、第5条の2、第9条、第12条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第17条、第17条の4、第22条関係）



危険物等変更届出書

年 月 日			
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長		様	
		届出者 住所 (電話) 氏名 ⑩	
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設置許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		
設置場所の 地域別	防火地域別		用途地域別
変更の理由			
変更の内容			
その他必要な 事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

危険物保安監督者実務経験証明書

危険 取扱 物者	氏 名		生 年 月 日	
			年 月 日	
危 施 設 物	製 造 所 等 の 区 分	設 置 完 成 検 査 年 月 日		許 可 行 政 庁
取 扱 取 扱 危 険 期 間 及	危 険 物 の 類	取 扱 品 名	取 扱 期 間	
			年 月 日 ～ 年 月 日	
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>(証明年月日) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業所所在地</p> <p style="text-align: right;">事 業 所 名</p> <p style="text-align: right;">証 明 者 職 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">電 話 () 番</p>				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

危険物取扱責任者選任(解任)届出書

年 月 日				
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 様				
		届出者 住所 氏名	(電話 ⑩)	
製 造 所 等	設置者	住所	電話	
		氏名		
	設置場所			
	設置許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
危険物の類・品名・最大数量			指定数量の 倍	
危 険 物 取 扱 責 任 者	選 任	氏名		
		本籍		
		住所	電話	
	任	免状の種類 交付年月日 交付番号		年 月 日・第 号
		職務上の地位		
者	解 任	氏名		
		選任年月日		
その他必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

危険物施設保安員選任 (解任) 届出書

年 月 日		筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 様		届出者 住所 (電話) 氏名 ㊞	
製 造 所 等	設置者	住所			
		氏名			
	設置場所				
	製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分		
	設置許可年月日及び許可番号		年 月 日	第 号	
危険物の類・品名・ 最大数量		指定数量の 倍数	倍		
施 設 保 安 員	選 任	住所			
		氏名			
		選任年月日	年 月 日	職務上の地位	
	解 任	住所			
		氏名			
		選任年月日	年 月 日		
その他必要事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

休 止
危 険 物 製 造 所 等 届 出 書
再 開

年 月 日		
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 様		届出者 住 所 (電話) 氏 名 ⑩
設置場所		
製造所等の別	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
品名最大数量	設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
休止期間 (使用再開)		
休止 (再開) 理由		
休止中又は再開に伴 う保安措置		
工事に伴う消火設備 その他保安対策		
危険物保安監督者	危険物 施設保安員	
その他必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 休止又は再開の区域及び消火設備、防火壁等の位置を明示した図面を添付すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。
 4 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 12 号の 2 (第 17 条の 4 関係)

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年 月 日			
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 様			
届出者 住所 (電話) 氏名 ㊞			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設置許可年月日 及び許可番号		年 月 日	第 号
危険物の在庫管理に 従事する者の職務及び組織			
危険物の在庫管理に 従事する者に対する教育 の方法及び内容			
危険物の在庫 管理の方法			
危険物の漏れが確認された 場合に取りべき措置			
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。
3 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第 号
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 印

危 険 物 等 収 去 証

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の5第1項の規定に基づき、危険物（危険物であることの疑いのある物）を下記のとおり収去する。

記

- 1 住所又は事務所
の 所 在 地
- 2 事 業 所 名
- 3 収 去 場 所
- 4 品 名・数 量

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

許 可 証 等 再 交 付 申 請 書

年 月 日			
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 様			
申請者 住 所 (電話) 氏 名 ④			
下記の に係る を、別添理由書のとおり したので、再交付願いたく申請します。			
設置者	住 所	電 話	
	氏 名		
設置場所			
設置許可年月日 番 号	第 年 月 日 号	完成検査年月日 番 号	第 年 月 日 号
製造所等の別		貯蔵所・取扱所の区分	
危険物の類、 品名、最大数量		指定数量の 倍	
その他必要な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

予 防 規 程 制 定 (変 更) 認 可 証

様		筑広消本指令第 号 年 月 日
		筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長 印
年 月 日付で申請のあった製造所等の予防規程については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 3 項の技術上の基準に適合していると認められるので、消防法第 14 条の 2 第 1 項の規定により認可する。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
製 造 所 等 の 別		
危 険 物 の 類、 品 名 、 数 量		
指 定 数 量 の 倍 数		倍
摘 要		

- 備考 1 この証は関係書類と一緒に保存しておいて下さい。
 2 この様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

筑広消本指令第 号
年 月 日

申請者

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長



予防規程制定 (変更) 不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった 番地における危険物に係る予防規程については、下記の理由により消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づき認可しないので通知する。

記

理由

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる (訴訟において筑西広域市町村圏事務組合を代表する者は、筑西広域市町村圏事務組合管理者となる。)

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に筑西広域市町村圏事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

危険物基準の特例等適用承認申請書

		年 月 日
筑西広域市町村圏事務組合消防本部		
消防長 様		
		申請者
		住所 (電話)
		氏名 ㊟
設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		
申請事項		
申請理由又は特例適用を受けるために講じる措置		
※ 意見		
※ 受付欄	※ 経過欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 17 号（第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 23 条関係）

第 号
年 月 日

承 認 済

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消 防 長

5 cm

3 cm

危険物災害事故報告書

年 月 日			
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防長		報告者 住所 氏名	
		(電話 印)	
事故発生の日時			
事故発生の場所			
設置者	住所	電話	
	氏名		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
危険物の類、品名、最大数量		指定数量の倍	
設置許可年月日及び許可番号	第 年 月 日	設置完成年月日及び完成検査番号	第 年 月 日
事故の原因			
事故及び被害の状況			
事故の処理			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 事故発生場所の図面を添付すること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 事故及び被害の状況欄に書ききれないときは別紙とすること。
 - 4 ※印欄は、記入しないこと。
 - 5 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。